

## 議会基本条例策定特別委員会

令和4年9月29日

議会基本条例策定特別委員会の委員長報告をいたします。

本特別委員会は令和3年6月定例会において設置が議決されました。

特別委員会は6名の議員が委員となり、これまで34回の委員会を開催し議会基本条例の調査研究と策定作業等を行ってきました。

条例を策定するにあたって、令和3年11月16日に北海道栗山町議会、議会基本条例策定時の事務局長であった中尾修氏を講師としてお招きし、議会基本条例に関する基本的な考え方や、条例作成の知識を深めるために議員全員参加の研修を行いました。

研修会では議決責任がある機関として何をすべきか、住民に必要とされる議会になるために何をすべきか、さらに、議会基本条例の大きな柱は議員間の自由討議と議会報告会であることを学びました。また、条例作成にあたっては、住民への周知は勿論、特別委員会以外の議員に対して情報発信を行い、情報共有することの重要性も学びました。

その後、議会だよりにおいて、議会基本条例の趣旨及び、研修内容について、町民の皆様に発信し、さらに町民の議会に対する思いや評価の把握と、議会基本条例にどう反映させていくかを調査するため、議会に対する町民アンケートを実施し、アンケート結果もお伝えいたしました。

条例の策定に向けて、まずは、先進地とされている6自治体の議会基本条例を参考にし、基本条例の大まかな流れと、条例項目の比較を行いました。

また、アンケート結果を踏まえ、議会基本条例にどうつなげていくか、必要な項目などについて協議を行い、文章内容についても議論を行いました。

その中で、議会の役割、住民との関係性等について現状を検証し、『町民から必要とされる議会、町民から信頼される議会』を大きな目標とし、目標を達成するためには『開かれた議会（公正性、透明性、信頼性）、町民参加の議会』を目指すべきとの結論に至りました。

開かれた議会の実現に向けまず、「公正性」としては、議員間の自由討議を盛り込み、賛成や反対の一方的な主張だけでなく議員同士が十分に討議し、考慮されるべきポイントを多角的に分析し、合意形成し、決定に至るプロセスが重要であるとの視点で協議を行いました。

「透明性」としては、委員会審査の積極的な公開を盛り込み、委員会等ではより深く議論が交わされることが多く、住民にとっては議決に至るまでのプロセスがより分かりやすくなり、開かれた議会を実現するために、公開を進めていく必要があるとの視点で協議を行いました。

「信頼性」としては、政治倫理を盛り込み、政治家の行動規範を定め、それを住民に公開することで、信頼関係の構築を目指すという視点で協議を行いま

した。

次に「町民参加の議会」の実現に向けては、請願者、陳情者からの意見聴取、住民との懇談会、議会モニター制度、政策サポーター制度を盛り込み、議会と住民と関係の構築を進めるよう協議を行いました。

また、議員間での情報共有と意見交換を行うため、3回の全員協議会を開催し、多くの議員から質問やご意見、指摘を頂き、特別委員会でさらに慎重審議を重ねて参りました。

これらを踏まえ、最終的に隠岐の島町議会基本条例の中身は、前文及び11章（22条）の構成となりました。

議会基本条例は策定することが目的ではなく、議会が条例を適切に運用していくことで初めて目的が達成されるものであります。

最後に、各議員の見解を全て反映した条例ではないと考えますが、議会基本条例の目的である、町民の負託に応え、必要とされる議会、信頼される議会の実現を目指すという思いを込め条例の策定をいたしましたことを申し上げ、議会基本条例策定特別委員会の最終報告といたします。

なお、9月15日に、議長に報告書を提出したことをあわせて報告させていただきます。